The Japanese Institute of Landscape Architecture

■ 研究発表論文

嵯峨嵐山における竹林景観の実態と景観保全施策に関する研究

A Study on the Actual Condition of Bamboo Forest Landscape and the Laws of Landscape Conservation in Saga-Arashiyama

木村栄理子* 深町加津枝** 古田 裕三*** 奥 敬一**** 柴田 昌三*****
Eriko KIMURA Katsue FUKAMACHI Yuzou FURUTA Hirokazu OKU Shozo SHIBATA

Abstract：Bamboo forests have provided materials for daily livelihood or craft products and bamboo shoot. However, the new function of bamboo forest like creating appropriate landscapes has gradually been in great demand. Our study targeted bamboo forests in Saga-Arashiyama area, Kyoto city, which is one of the most famous tourist spot, and we clarified changes of distribution of bamboo forests since Meiji era, present management status of these forests and policy for conserving bamboo forests by local government. In the study area, strict legal control from 1967 succeeded to preserve gross area of bamboo forests. Meanwhile, some bamboo forests were abandoned without enough management practices, because bamboo materials factories and bamboo shoot farmers were in stagnation. We attempted to make alternative management measures for landscape from stand surveys on best-managed bamboo forests. In discussion, we concluded that new policy supporting landscape management practices by landowners or stakeholders was needed.

Keywords: *Saga-Arashiyama,landscape of bamboo forests,landscape management,ordinance of landscape conservation*
キーワード：嵯峨嵐山，竹林景観，景観管理，景観保全施策

1．はじめに

竹林はきわめて人間生活に関係の深い林地として，古くから育成，利用，管理されてきた。そして，その時々に求められる役割や機能によって，分布や利用目的が変化してきた[7]。

竹林に求められる機能は生活様式の変化を背景に，かつての生活資材の供給，工芸用竹材の生産，タケノコの生産といった役割から，良好な景観の形成，環境林としての効果の期待といった方向へも移り変わってきている。例えば，湯本ら[17]は，都市圏のニュータウン内に分布する竹林に関するアンケート調査から，周辺住民にとっては竹林に対して良好な景観を形成する機能に期待する意識が大きいことを示した。

近年，鳥居ら[13][14][15]，大野ら[8][9][10][11]，小泉ら[6]などの竹林拡大に関する研究が見られるようになり，在来樹林地の駆逐や生物多様性に与える影響などの観点からの危惧と，それを防ぐための管理の必要性が強く述べられるようになった。その一方で，竹林が本来持っていた竹材生産やタケノコ生産などの目的を失った後，放置されることが多くなった竹林を今後どのような姿に保全管理していくのか，その目標像が十分に認識され，研究されているとはいい難い状況にある。とくに，放置竹林の持つ負の影響に関する管理の研究に比べ，より良好な環境や景観を作り出す機能のための保全管理に関する研究は立ち後れている。

本研究では，景観を形成する機能がもっとも期待される竹林として，有名観光地である京都の嵯峨嵐山に分布する竹林を代表的事例として取り上げる。そして，嵯峨嵐山に分布する竹林景観が現在どのような状況にあるのか，また自治体の景観保全施策が竹林景観の保全にどのような影響・効果を与えているのかを明らかにすることを目的とする。さらに，今後景観的な機能を向上させる目的で竹林を扱っていく際の，管理指針・施策の提案を試みる。

なお，本対象地域では，狩野[2]が，都市的土地利用の拡大と竹林の分布がせめぎあってきた地域として嵯峨野周辺をとらえ，およそ百年間にわたる竹林分布の変化を明らかにしているほか，竹類文化研究会[12]が，1992年に嵯峨野地域の竹林を管理状況も含めて景観的な観点から調査しており，補足や比較対象となる情報も比較的豊富である。こうしたことも，嵯峨嵐山を対象地として選択した理由のひとつである。

2．研究方法

（1）嵯峨嵐山における竹林分布と管理状況の把握

（i）竹林分布の変遷調査

嵯峨嵐山地域における竹林分布の変遷は，1889（明治22）年測図の1/20,000仮製地形図以降の地形図を時系列的に現在まで参照した。対象は一般に嵯峨嵐山地域として認識される図－1に示す範囲である。本研究では仮製地形図の図幅「愛宕山」「京都」と2002年発行の国土地理院1/25,000地形図図幅「京都西北部」について，地図記号により竹林の位置を判読した。現在の竹林分布については2002年の地形図と併せ補足的に空中写真（1987年撮影）を用い，また，2006年9月に現地踏査による確認を行った。さらに，竹林分布の変遷については，狩野[2]による嵯峨嵐山周辺の過去約100年の竹林分布の変化を追った報告，及び，対象地域に生まれ育ち竹産業に関わってきた70代男性2名に対する聞き取り調査により補足した。

（ii）竹林の利用管理状況調査

対象地域の中でも，特に寺社仏閣が集まる観光の中心地となっており，また過去の調査[12]が存在する範囲を重点調査範囲（図－3）とし，この範囲に存在する竹林の区画について，それぞれタケの種類，管理状況，利用目的，垣根の種類・状態について現地調査により明らかにした。なお本研究では，調査範囲内の全ての竹林のうち，ホテル，旅館，料亭などの施設や拝観料を要する社寺の内部に入らなければ見ることのできない竹林および，民家の生垣・前庭などの小面積の竹類を除く竹林を対象とした。

*京都府立大学大学院人間環境科学研究科 **京都府立大学人間環境学部 ***京都府立大学大学院農学研究科
****（独）森林総合研究所関西支所 *****京都大学大学院フィールド科学教育研究センター

NII-Electronic Library Service

The Japanese Institute of Landscape Architecture

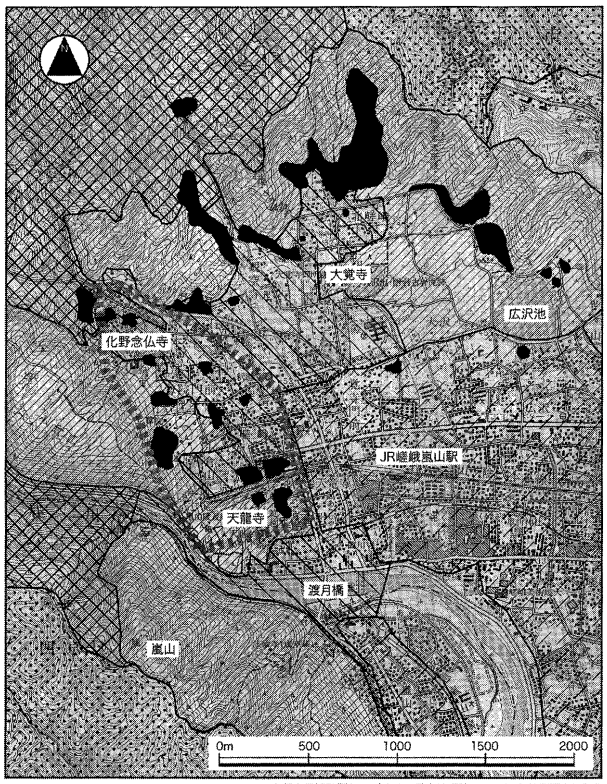

図－1　対象地域における竹林分布と景観保全施策の指定範囲

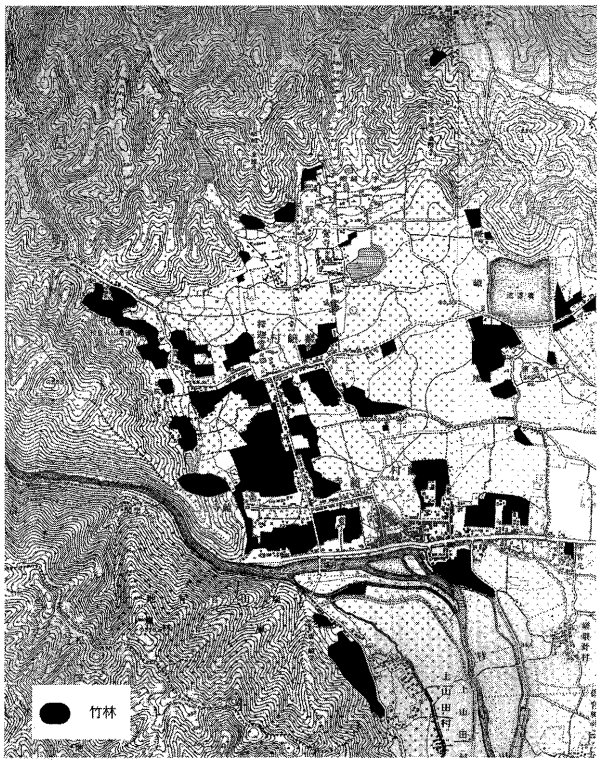

図－2　対象地域における明治 22 年時の竹林分布

それぞれの竹林をマダケ林，モウソウチク林，モウソウチクとマダケの混交林，ホテイチク林に分類した。なお，今回の調査において，ハチクは出現しなかった。調査範囲の竹林の現在の利用目的は，すべて景観林としての扱いといえるが，一部生産用途を持つものも見られる。本調査範囲にはタケノコ生産林は存在しなかったが，竹材生産を目的としているものは認められたため，その旨を記録した。

竹林の管理状況は，既存の文献[1)5)16)]より，今日までに確立されている竹材生産林とタケノコ生産林の竹林管理手法に関して伐竹周期・林高・稈数密度・手入れ内容・集約性・林床の様子を把握した上で，生産林の密度状態を基準として，A・B・C・Dの4段階で目視により評価した。生産目的の竹林における一般的な管理指針を表－1に示す。タケの種類別にこの密度状態を適正値として，下記のように管理状況の評価基準を設定した。

A：密度管理が適正であり，枯れ竹や倒竹がほとんどない状態
B：密度管理が適正であるが，枯れ竹や倒竹が残されている状態
C：密度が高く，枯れ竹や倒竹が目に付く状態
D：管理がほとんど行われず，入り込むのが困難な状態

竹林の周囲に巡らされている垣根，とくに穂垣の存在は嵯峨嵐山における竹林景観の重要な構成要素となっており，その管理状況も竹林景観に大きな影響を及ぼすと考えられることから，その有無，素材，状態を記録した。状態は穂垣と竹垣に限って記録し，下記の基準によりa・b・c・dの4段階で評価した。

a：破損などがほとんどなく，景観上最良といえる状態
b：ツル植物等がからみつき多少破損が見られるなど，やや修理，手入れが遅れている状態
c：破損した部分が多いが一応の遮蔽効果があり，垣根の役割は果たしている状態
d：支柱のみが残るなど，遮蔽効果を果たしていない状態

さらに，嵯峨嵐山における竹の資源としての利用について把握するために，この地域に店を構える竹材の生産・加工業者，販売店，京都市街地にある竹製品の製造業者に対して聞き取り調査を行った。

（iii）景観林での林分調査

上記現地での管理状況調査から，管理状況が「A」と評価された景観林のうち，調査プロットが充分とれる面積があり，観光動線上重要なモウソウチク林の2林分において，林分調査を実施し

表－1　生産目的別の竹林の管理指針

	竹の種類	稈数密度	林高	林床	稈の伐竹年数	集約性	手入れの内容
竹材生産林	マダケ	7,000-15,000 本/ha	10-15m	草本で被覆	工芸用材 3-4 年 炭化用材 5 年	粗放的	施肥は行わない。 稈の太さによって密度が異なる。
	モウソウチク	8,000 本/ha	12-18m	なし、もしくはわずかな草本			
タケノコ生産林	モウソウチク	2,000-5,000 本/ha	10m	なし	親竹　5-7 年	集約的	施肥、敷きわら、土入れ、先どめ林床に陽光が入りやすくし、早期の出筍を促す。

※　文献 1)5)16)をもとに作成

NII-Electronic Library Service

The Japanese Institute of Landscape Architecture

た。各林分について10m×10mのプロットを3箇所設定し，稈数密度を調べるとともに，うち1箇所のプロット中ですべての稈の胸高直径を測定した。また，それぞれの竹林の平均林高を測竿と目視により測定した。

（2）嵯峨嵐山における景観保全施策の把握

2005年京都市発行の京都市景観計画[3]に基づき，嵯峨嵐山地域を対象に指定されている景観保全施策のそれぞれの意義と目的，地区名，根拠となる法規制，所管省庁・団体，制限行為，助成制度，罰則規定を把握した。そして各景観保全施策の指定範囲を地図上に示した。また，最も厳しい規制とされており，地区内の土地に対して行政による買い取り制度が備わっている，「古都における歴史的風土の保全に関する特別措置法」（以下「古都法」とする）に基づく歴史的風土特別保存地区の範囲については，京都市役所において，閲覧に供されている指定範囲図をもとに，重点調査範囲の地図上にオーバーレイを行った。

また，「古都法」の運用主体である京都市都市計画局風致保全課の担当者3名に対して聞き取り調査を行い，買い取り制度の状況，運用に当たっての問題点，今後の取り組みなどを把握した。さらに，京都市と無償の管理契約を交わしている，地元の観光施設の責任者に対して，管理状況の聞き取りを行った。

全ての聞き取り調査は，2005年6月から2006年9月の期間に実施した。

3．結果

（1）嵯峨嵐山における竹林分布および管理状況

（i）嵯峨嵐山地域における竹林分布の変遷

図－1に地形図および空中写真と現地踏査から把握した現在の竹林分布を，図－2に仮製地形図から判読した明治中期の竹林分布を示す。両者の比較から明治中期から現在にかけて，嵯峨嵐山の竹林は全体的に減少していることが読みとれる。明治中期当時には，今日の市街地にあたる部分にも竹林や田園が広がっていたが，現在では多くの竹林は田園とともに消失している。特に，1966年に指定された古都法の指定地域（歴史的風土保存区域と歴史的風土特別保存地区）外の市街地部で消滅の度合いが著しい（建造物修景地区内で9割以上減）。対して古都法の指定地域となった天龍寺から化野念仏寺の範囲にかけては，減少しているとはいえ比較的竹林がよく残されていると言える（重点調査範囲内の古都法指定地域内では6割程度減）。狩野[2]によれば嵯峨嵐山周辺の竹林面積は，このおよそ100年間で1/5程度に縮小しており，反対に「都市的」土地利用は，5倍以上に拡大している。また，聞き取り調査によれば，この原因は戦時中の食糧増産や戦後の農地改革，1960～1970年代の宅地開発や観光開発によるものであると認識されている。

一方で，北嵯峨周辺（大覚寺，広沢池周辺から北側）では，竹林が拡大している（北嵯峨周辺で明治22年～2006年の間に6倍増）。1980年代以降には，丘陵部などでの竹林面積が増加する傾向が見られ，特に，谷沿いでの面積の拡大が目立った。この竹林の多くはモウソウチクであり，現在もタケノコ生産林として利用されている竹林から拡大したものであると聞き取りにより明らかになった。一方，タケノコ生産林の管理状況は様々であり，生産緑地として登録されている竹林も存在した。また，これらの比較的由来の新しい竹林についても，ほとんどが「古都法」の指定地域となっていた。

（ii）重点調査範囲における竹林の利用目的と管理状況

重点調査範囲内には計42区画の調査対象竹林が存在した。その一覧を表－2に示す。図－3はこの内，竹林の種類，管理状況，利用目的，公的所有の状況を示したものである。

マダケ林とモウソウチク林の面積は，およそ半々であったが，

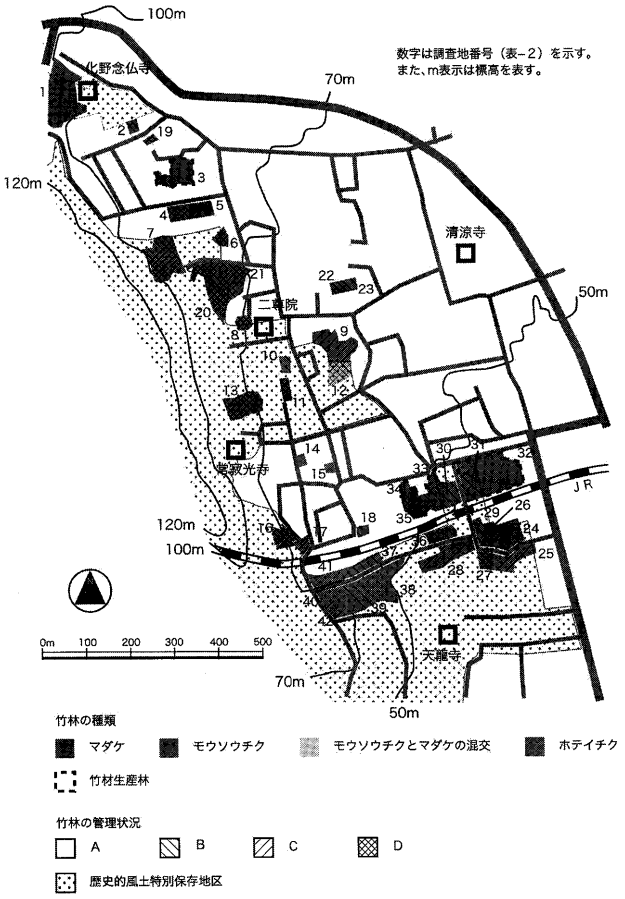

図－3　重点調査範囲における竹林の種類と管理状況

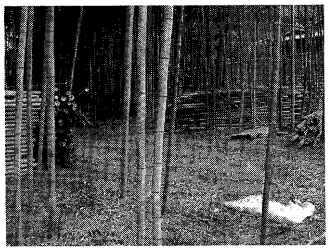

写真－1　管理状況「A」竹材生産林（No.3）

モウソウチクは比較的山裾側に分布し，マダケは平地寄りに分布している傾向が見られた。部分的にはマダケとモウソウチクの2種のタケが混交する箇所や，樹林地に混交，あるいは侵入していると思われる箇所も見られた。

また，利用目的をみると，No.3，32，33，34の竹林が竹材生産林であったが，それら以外は現在特定の利用・生産用途を持っていなかった。この範囲の竹林は，すでに竹材やタケノコなどの資源を得るためには，ほとんど利用されていなかった。

管理状況について見ると，観光用のパンフレットなどでもよく紹介される竹の道周辺（天龍寺の北側～ＪＲ線路沿い）は，比較的良好に管理されており，一部の庭園的な利用をしている竹林の管理も「A」の状態に保たれていた。そして，竹材生産のために利用されているNo.3，32，34の竹林の管理状況は「A」の状態に保たれていた（写真－1）。さらに，社寺が所有しているNo.1の竹林の管理状況も「A」であった。

しかしながら，それ以外の竹林の管理状況の評価は「C」程度が多かった。また，観光客が多く訪れる竹の道周辺においても，19区画中，管理状況が「C」または「D」と評価された区画が6区画見られ，歩道上に倒竹が覆いかぶさるような部分も見受けられる。

竹類文化研究会による1992年に実施された同範囲の調査[12]では，社寺等における竹林の内，管理が良好（本研究では「A」と「B」にあたる）と判定されたものは約6割，放置（本研究では

NII-Electronic Library Service

The Japanese Institute of Landscape Architecture

表－2　竹林の利用・管理状況

No.	種類	管理状況	垣根	垣根の状態	備考
1	モウソウチク	A	穂垣	a	林分調査地点
2	モウソウチク	D	穂垣	b	
3	マダケ	A	3種類の竹垣	a	竹材利用
4	モウソウチク	D	穂垣	b	
5	マダケ	A	穂垣	c	
6	マダケ	D	なし		
7	モウソウチク	D	なし		
8	モウソウチク	D	なし		
9	マダケ	C	穂垣	c	生産緑地
10	ホテイチク	B	四つ目垣	a	
11	マダケ	D	アラカシの生垣		針葉樹とマダケ混交林
12	モウソウチクとマダケの混交	D	なし		
13	マダケ	D	偽木		
14	モウソウチク	A	竹垣	a	
15	モウソウチク	C	竹垣	b	ナリヒラダケがわずかに混じる
16	モウソウチク	D	サンゴジュの生垣		木本とモウソウチクの混交林
17	モウソウチク	C	ヤブツバキの生垣		木本とモウソウチクの混交林
18	モウソウチク	B	金網		
19	モウソウチク	D	金網		
20	モウソウチク	D	なし		
21	マダケ	D	金網と竹垣	d	
22	マダケ	D	なし		
23	マダケ	B	竹垣	a	厭離庵参道
24	マダケ	B	穂垣	c	
25	モウソウチク	C	穂垣	a	
26	マダケ	B	穂垣	c	
27	マダケ	D	穂垣	c	
28	マダケ	C	穂垣	c	林床に木本多い
29	マダケ	B	竹垣	a	
30	マダケ	B	穂垣	b	
31	マダケ	B	穂垣	c	
32	マダケ	A	穂垣	c	竹材利用
33	マダケ	C	穂垣	b	竹材利用
34	マダケ	A	竹垣	a	竹材利用
35	マダケ	D	一部金網		生産緑地
36	マダケ	B	穂垣	c	
37	モウソウチク	B	穂垣	b	
38	モウソウチク	A	穂垣	a	
39	モウソウチク	B	穂垣	b	
40	モウソウチク	A	穂垣	a	林分調査地点
41	モウソウチク	A	穂垣	a	
42	モウソウチク	C	穂垣	b	

No.は図―3の番号に対応

「D」にあたる）とされたものは約1割強であった。今回の調査は社寺等に限られたものではないが，「A」と「B」の区画数は20区画であり，区画数全体の48%とそれほど大きくは減少していないものの「D」区画は15区画と区画数全体の36%となっており，十数年前に比べても全体的に「D」竹林が増えている。

竹林と歩道等の境界を形成する垣根には，モウソウチクの穂の部分を束ねた竹穂垣と竹材を編んだ竹垣，アラカシやサンゴジュ，ヤブツバキなどの生垣，金網，偽木などの種類が見られた。穂垣または竹垣の内，2/3程度は「a」と「b」に保たれていたが，1/3程度は「c」以下で破損状況が著しかった。

竹林の管理状況が「A」である9区画には全て，穂垣または竹垣が設えられてあり，その内7区画の垣根の状態は「a」であった。

（iii）管理良好な竹林の林分構造

管理状況調査において，その管理状況が「A」と評価された竹林2箇所（No.1とNo.40）について，林分調査を行った結果を表－3に示す。双方ともモウソウチク林であり，稈数密度は約5,000本/haであった。林高は14～18mであり，通常の集約的タケノコ生産林における先どめされた竹林（林高10m程度以下）に比べると，かなり高い。直径は10cmを超えるものが多く，林床は常緑の木本類実生を除いてほとんど植生のない状態となっていた。枯れた稈の残る割合は5%程度以下であった。

なお，No.40の竹林では林分構造調査の数週間前に密度調整伐が行われていた。伐竹跡の株数のカウントから，調整伐以前の稈数密度は約6,300本/haであった。

表－3　良好な景観林の林分調査結果

	竹の道（No. 40）	化野念仏寺（No. 1）
種類	モウソウチク	モウソウチク
管理状況	A	A
垣根	穂垣	穂垣
垣根の状態	a	a
林高（m）	18	14～15
平均胸高直径（cm）	11.44	10.70
標準偏差（cm）	2.03	1.79
稈数密度（本/ha）	5200*	5467
枯稈率	1.7%	5.2%
林床	常緑木本類実生がわずかに生える	常緑木本類実生がわずかに生える

*調査の数週間前に密度調整伐が実施されている。
伐竹跡の株数から、調整伐前は約6,300本/haであった。

（2）関連する景観保全施策の現状，問題点の抽出

（i）嵯峨嵐山全体の景観保全施策の現状

嵯峨嵐山地域では，高度成長期における急激な宅地開発の進行に対処するため，行政によって景観保全に関する複数の法制度に基づいて，規制，行為の制限がかけられてきた。

表－4に，嵯峨嵐山地域における景観保全に関わる5種類の法制度の名称と所管および区域指定の名称と内容を示す。もっとも初期の法規制は，1930年指定の風致地区であり，1967年には歴史的風土特別保存地区が指定された。その後，1979年の嵯峨鳥居本地区伝統的建造物群保存地区指定，1995年の自然風景保全地区指定，1995年の建造物修景地区指定と続き，現在では計5種類の法制度に基づく地域指定がなされている。

図－1には，それぞれの地域指定の範囲を示している。この図から，嵯峨嵐山地域にはほぼ全域に何らかの地域指定がなされていることがわかる。さらに複数の規制が重複して指定され，複雑な状況を呈している。概要を述べると，市街地域には建造物修景地区が指定され，丘陵域には自然風景保全地区が指定され，その中間域である山裾～田園部に歴史的風土保存区域が指定されている。そして歴史的風土保存区域の中でも特に重要と考えられる地区に対して，歴史的風土特別保存地区が指定されている。また，風致地区は建造物修景地区を除く全ての地域に重複指定されている。

樹林地に対する行為制限，木竹伐採の許可基準の内容は表－4に示す通りであり，対象地域の竹林の大部分は現状変更に許可を要し，大規模な伐竹，土地利用の変更が起こりにくい状態に担保されている。歴史的風土特別保存地区における行為規制は特に厳しく，現状変更行為がほとんどできない。さらに，行政による土地の買い取り制度が備わっているのが本制度の大きな特徴となっている。

（ii）重点調査範囲内の竹林景観保全施策

重点調査範囲内は歴史的風土保存区域あるいは歴史的風土特別保存地区に指定されており，景観保全上重要な部分と認識されている。歴史的風土特別保存地区の土地所有者が指定区域の土地を売ることを希望している場合，費用の7割を国の負担，3割を市の負担により買い入れるという制度に基づいて，京都市（担当：都市計画局都市景観部風致保全課）では，1967年以降，徐々にこの地区内の買い取り要請のあった私有地を購入しており，2003年までに199haを所有している[4]。この中には景観上重要な嵯峨

NII-Electronic Library Service

The Japanese Institute of Landscape Architecture

表－4　嵯峨嵐山地域における景観保全法制度

法制度及び所管	都市計画法(国土交通省)及び京都市風致地区条例(京都市)	古都における歴史的風土の保全に関する特別措置法(国土交通省)		文化財保護法(文化庁)及び京都市伝統的建造物群保存地区条例(京都市)	京都市自然風景保全条例(京都市)	京都市市街地景観整備条例(京都市)
区域指定の名称	風致地区	歴史的風土保存区域	歴史的風土特別保存地区	嵯峨鳥居本地区伝統的建造物群保存地区	京都市自然風景保全地区	建造物修景地区
指定年度	1930年	1967年		1979年	1995年	1995年
樹林地における制限行為	木竹の伐採等の現状変更行為を行なう場合には、市長の許可が必要	それぞれの地区において、保存計画が定められており、その趣旨に反する行為は制限される 現状変更に対しては届出、勧告の制度あり	木竹の伐採、土石の堆積など、一切の現状変更行為禁止	—	木竹の伐採で、第1種自然風景保全地区では300㎡以上、第2種自然風景保全地区では1,000㎡以上を行おうとする場合は、あらかじめ市長の許可が必要	—
木竹伐採における許可基準	風致を損なうおそれが少ないこと、必要最小限度の伐採とすること、伐採面積は1000㎡以下	—	—	—	自然風景に悪影響を与えないこと 第1種地区では7割以上の緑地を残すこと	—
備考 その他の制度	—	—	規制により土地の利用に著しい支障を来す場合、土地の所有者からの申し出により市が土地を買い入れることができる	建築物と街路を主な対象とする	—	市街地の建築物、工作物を主な対象とする

嵐山の竹林も含まれている。

以下，京都市風致保全課職員に対する聞き取りに基づいて記述する。京都市は，重要な観光資源となっている竹の道周辺では，5割程度の竹林を所有しており，その他にも，寺社仏閣付近の竹林をいくつか所有している。

一方，こうした買い取り制度などによって行政所有となった竹林は，どのように管理されているのだろうか。京都市が現在行なっている事例の一つは，タケノコ生産林として管理するという条件で元の土地所有者に京都市が土地を貸す契約制度である。また，かつては竹材業者に対しても竹材林管理を条件とした同様な契約を交わしていた。しかし，本研究における重点調査範囲の京都市所有の竹林では，現在，資源を得るために管理する竹林（竹材生産林とタケノコ生産林）は前述の通りほとんど存在しない。現実には，継続的な生産的利用を広い範囲にわたって期待することは難しく，そのため管理が不十分な状態になっている林分も見られる。

竹林景観を良好な景観維持のためだけに管理する場合，つまり，竹を伐竹し，運搬し，焼却するという管理方法を行った場合には，京都市の試算によると，竹1本当たり1,000円もの費用がかかることとなる。しかし，そうした管理に対する行政からの支出は極めて限られているのが現状である。また，穂垣・竹垣のように定期的に補修・交換が必要な景観要素に対しての財政的支援もほとんどないのが現状である。このように，公的所有に移った部分でも非常に良好に継続的な管理がなされている部分もある一方で，十分な管理が行き届かず，放置状態になっている林分も見られる。

4．考察

嵯峨嵐山地域では，複数の法制度に基づく規制によって，高度成長期以降の宅地開発などが制限され，消失する可能性の高かった竹林が一定程度は確保されてきた。また，歴史的風土保存特別地区に指定された部分においては，公有地化の制度を利用することによって，将来的にもある程度の面積の竹林が継続して担保されることとなった。このようにして保全された竹林は今日の嵯峨嵐山地域の景観にとって，質・量ともに重要な役割を担っている。

しかしながら，現状凍結的な保全制度（行為制限や公有地化）によって竹林の「量」は確保されたと言えても，その「質」の確保については課題として残されており，面的に竹林を保全した後の次の段階が求められている。つまり，良好な竹林景観を保つための具体的な管理方法や，管理にどのような主体がどのような形で関わっていくべきなのか，その仕組みを整理すべき段階に入ってきていると言える。以下，竹林の林分自体の管理と，新たな景観保全の施策的な方向性とにわけて，本研究の結果に基づいた提案を試みたい。

（1）景観林としての竹林管理

管理状況が「A」であった竹林の林分調査結果をもとに，今後求められる「景観林」としての竹林管理の指針を表－5に提案する。原則として生産目的の竹林管理基準に準じながら，嵯峨嵐山の竹林景観の現状にあわせた基準としている。

まず，モウソウチク林は密度，林床の状態についてはタケノコ生産林に準じる。従って，稈数密度は5,000本/ha程度を目標とする。ただし，林高は稈の先端を先どめして低く保つタケノコ生産林とは異なり，樹陰を作り，上空の十分な鬱閉感を出すために，むしろ十分な高さを確保することが求められる。密度調整にあたっては，黄変した老竹を伐竹し，当年生や若く健全な稈を残すようにする。林床はほとんど植生のない状態とする。

マダケ林については竹材生産林に準じるが，竹材は採る材料の寸法によって密度管理が変わってくるため，稈数密度の幅は大きい。林床は草本層が覆うような状況とする。

なお管理状況の調査の過程では，比較的良好な管理状況にある竹林においても，残された稈の配置が塊状に著しく偏っていたり，

表－5　景観竹林の管理指針提案

	稈数密度	林高	枯損稈率	林床	管理方針
モウソウチク	5,000–6,000本/ha	15–18m	5%以下	なし	黄変した老竹を伐竹し、若く緑色の濃い、健全な稈を残す 施肥は行わない
マダケ	7,000–15,000本/ha	12–15m	5%以下	草本層	竹材生産林の管理に準じる

NII-Electronic Library Service

The Japanese Institute of Landscape Architecture

単純に密度だけを調整したため，老竹が残され若竹が伐竹されている例なども見受けられた。竹林管理に精通しており，竹材やタケノコの生産技術をよく知る技能者から，将来の管理者に対して技術を継承していくことも必要である。

また，良好な竹林には，竹素材の垣根が使用される傾向があり，竹林が管理されると，必然的に垣根もまた管理され，良好な状態を維持できていると考えられる。このことから，竹林だけでなく，それを取り囲む穂垣・垣根の維持管理や，歩道の修景なども景観保全上重要な項目のひとつである。

（2）景観竹林保全のための施策的方向性

資源生産のために利用されている竹林は比較的良好な管理状況にあり，景観林として位置づけられる竹林においても，資源生産を積極的に導入していくことは有効である。そのためには，広域な視点から竹林の資源利用の可能性をとらえ，個々の竹林に求められる，あるいは期待できる機能（景観・資源・環境）を適切に評価する必要がある。また，生産緑地，風致地区，古都法による地区指定など多様な規制がかけられている地域においては，それぞれの制限行為を吟味し，その区域で有効な資源利用の方向を探る必要もある。

さらには，景観林として適切な管理を継続すべき林分と，管理による効果が期待されない林分とを，関係者の協議のもと，わけて考えることも必要であろう。将来にわたって竹林としての管理が希望される林分，あるいは管理することによる高い効果が期待される林分については，資源利用との併存の可能性もあわせて，行政的な支援の下，適切な管理を継続させるような措置が必要である。一方，竹林としての管理が希望されない，あるいは管理することの効果が十分期待されない林分については，放置竹林化や周辺植生への侵入・駆逐を最低限抑制するような管理とともに，それが困難な場合は，竹を伐竹し，他の緑地へ転換することも選択肢として考えなければならない。以上の方向性を図－4に示した。

こうした仕組みの前提として，行政と生産者，竹の専門家，材料を利用する技能者，周辺の観光関係者などが，本来の資源利用のあり方などを踏まえて，将来の管理に向けた明確な基準を共有していくことも必要である。嵯峨嵐山地域でいえば，かつては銘竹として知られた野々宮竹の歴史もあり，こうしたポイントを手がかりに共通理解を深めていくことが可能となるだろう。

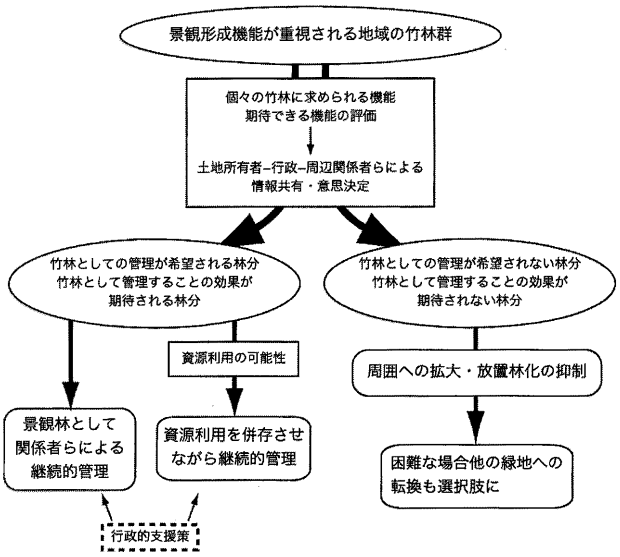

図－4　竹林景観保全のための施策的方向性

謝辞

本研究を進める上で，京都市都市計画局風致保全課の職員の方には，資料を提供していただくなど多くの協力をいただいた。この場を借りて，厚く御礼申し上げたい。

引用文献

1）犬井正（2002）：里山と人の履歴：新思索社，244-287
2）狩野英子（1995）：京都嵯峨野周辺のここ一世紀の竹林分布の変化：Bamboo Journal　No.13，1-8
3）京都市（2005）：京都市景観計画
4）京都市都市計画局都市景観部（2005）：京都の景観：保全再生創造，8
5）香川県環境森林部みどり整備課：香川県竹林整備施業指針：香川県ホームページ<http://www.pref.kagawa.jp/USERS/s14910/kankyo/midori/tikurin/siryo1.pdf>,2005.3更新，2006.9.27参照
6）小泉圭吾・谷本親伯・朴春澤（2003）：京都府南部地域の竹林拡大に関する研究―山城地域の竹林分布変化―：Bamboo Journal　No.20，33-43
7）小椋純一（1983）：京都における江戸後期の竹林分布に関する一考察：Bamboo Journal　No.1，4-10
8）大野朋子・加我宏之・下村泰彦・増田昇（2002）：大阪府岸和田市における竹林の拡大特性に関する研究：ランドスケープ研究65(5)，603-608
9）大野朋子・加我宏之・下村泰彦・増田昇（2002）：竹林拡大と周辺土地利用との関連性に関する研究－大阪岸和田市を事例として－：環境情報科学論文集16，369-374
10）大野朋子・加我宏之・下村泰彦・増田昇（2003）：岸和田市における竹林の変容形態と集落・市街地との関係性に関する研究：ランドスケープ研究66(5)，547-550
11）大野朋子・下村泰彦・前中久行・増田昇（2004）：竹林の動態変化とその拡大予測に関する研究：ランドスケープ研究67(5)，567-572
12）竹類文化研究会（1992）：景観的にみた京都市域における竹類の分布（Ⅱ）嵯峨野地域：京都府立大学生活文化センター年報
13）鳥居厚志（1998）：空中写真を用いた竹林の分布拡大速度の推定－滋賀県八幡山および京都府男山における事例－：日本生態学会誌48，37-47
14）鳥居厚志（2002）：空中写真を用いた竹林の分布拡大速度の推定（Ⅱ）－奈良県天香具山における事例－：環境情報科学論文集16,375-380
15）鳥居厚志・井鷺裕司（1997）：京都府南部地域における竹林の分布拡大：日本生態学会誌47，31-41
16）内村悦三（2005）：タケ・ササ図鑑～種類・特徴・用途～：創森社，209-210
17）湯本裕之・倉本宣（2005）：都市部ニュータウンにおける竹林の環境保全機能に対する住民の意識：ランドスケープ研究68(5)，773-778

NII-Electronic Library Service